

平成27年第3回竹原市議会定例会会議録

平成27年第3回竹原市議会定例会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について	
日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	議案第42号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 4	議案第43号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 5	議案第44号	損害賠償の額を定めることについて
日程第 6	議案第45号	竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案
日程第 7	議案第46号	竹原市税条例の一部を改正する条例案
日程第 8	議案第47号	竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
日程第 9	議案第48号	竹原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案
日程第10	議案第49号	竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
日程第11	議案第52号	平成27年度竹原市一般会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第53号	平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第54号	平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	一般質問	
日程第15	報告第 6号	平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第16	議案第50号	平成26年度竹原市歳入歳出決算認定について
日程第17	議案第51号	平成26年度竹原市水道事業決算認定について

平成27年第3回竹原市議会定例会議事日程 第1号

平成27年9月8日(火) 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第42号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 4 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第44号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 6 議案第45号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案
- 日程第 7 議案第46号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第47号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第48号 竹原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議案第49号 竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議案第52号 平成27年度竹原市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第53号 平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第54号 平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成27年9月8日開会

(平成27年9月8日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前9時57分 開会

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回竹原市議会定例会を開会致します。

今議会の運営から、委員会での議案審査と委員間の自由討論を行い、より一層議案審議を深めることに致しましたのであります。運営を変更後、初めての会議でありますので、議事が円滑に終始致しますよう皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議長から報告します。

まず、監査委員より平成27年5月から平成27年7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理致しております陳情書等につきましては、陳情書等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、議案の説明員として市長並びに説明の委任を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告致します。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、吉田市長から挨拶がありますので、これを許します。

吉田市長、挨拶。

市長。

市長（吉田 基君） 本日平成27年第3回竹原市議会定例会が開かれるに当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席頂きまことにありがたくお礼を申し上げます。

今次定例会におきましては、健全化判断比率等の報告に関するものが1件、人権擁護委員の推薦に関するものが2件、損害賠償に関するものが1件、条例の制定または一部改正に関するものが5件、平成26年度決算認定に関するものが2件、補正予算に関するものが3件、合わせて14件の御審議をお願い申し上げます。

諸議案の概要と致しましては、任期満了を迎える人権擁護委員2名につきまして、引き続き同委員を推薦致したいと考え、議会の意見を求めるもののほか、平成27年1月19

日に上下水道課職員の行為により発生した交通事故に係る人身損害の賠償額を定めるもの、平成26年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の認定と、これにあわせて財政健全化法に基づく本市の健全化判断比率等の報告を行うものであります。

また、条例案につきましては、マイナンバー制度が平成27年10月から段階的に実施されることに伴い、当該マイナンバーの利用及び保護に関し必要な事項を定めるほか、地方税法の改正に伴う徴収猶予等の規定の整備など、所要の改正を行うものであります。

補正予算につきましては、現在取組が進められている地方創生に関して、その効果を早期に発現するため先行的に着手する事業を計上するほか、市等が管理する街路灯についてLED灯への改修に係る調査費等を計上するなどするものであります。

各議案の詳細につきましては、この後各担当から御説明申し上げますが、議員各位におかれましては、何卒慎重に御審議頂いた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において7番井上美津子議員，6番川本円議員を指名致します。

日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2，会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。

今期定例会の会期は、本日から9月24日までの17日間と致したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの17日間と決定致しました。

日程第3・日程第4

議長（北元 豊君） 日程第3，議案第42号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求

めることについてと日程第4，議案第43号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについての2件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

総務部長（中川隆二君） ただいま議題となりました議案第42号及び43号について御説明申し上げます。

議案書の3ページから6ページ，補足説明書の3ページと4ページをお願い致します。

本案は，竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち土田勇委員が，平成27年12月31日をもって任期満了となりますので，その後任委員として同氏を引き続き推薦致したいと考え，人権擁護委員法第6条第3項の規定により，議会の意見を求めるものであります。

土田氏は，昭和40年に竹原市消防本部消防吏員となり，安芸津消防署長，竹原広域消防本部総務課長を歴任し，平成12年から竹原広域消防本部次長兼竹原消防署長を務められ，平成15年3月退職後，大応地区自治会会長，竹原警察署管内防犯組合連合会副会長を歴任されるなど，地域住民の福祉の向上のため尽力されており，地域社会の実情に通じ，住民の信望も厚く，人権擁護委員として適任であると考えます。

また，同様に竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち坂本忠明委員が，平成27年12月31日をもって任期満了となりますので，その後任委員として同氏を引き続き推薦致したいと考え，人権擁護委員法第6条第3項の規定により，議会の意見を求めるものであります。

坂本氏は，吉名地区自治会連合会会長，竹原市自治会連合会副会長，竹原市公衆衛生推進協議会副会長，竹原市社会教育委員を歴任されるなど，地域住民の福祉の向上のため尽力されており，地域社会の実情に通じ，住民の信望も厚く，人権擁護委員として適任であると考えます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） これより一括質疑に入ります。

ただいまのところ，通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

本件は，会議規則第37条第3項の規定により，委員会付託を省略致したいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより一括討論に入ります。

反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 次に、賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

採決は分離して行います。

まず、議案第42号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについての件を採決致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについての件を採決致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5～日程第13

議長（北元 豊君） 日程第5、議案第44号損害賠償の額を定めることについてから日程第13、議案第54号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。

公営企業部長。

公営企業部長（宮地憲二君）　ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第44号の損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

議案書の7ページ、補足説明書の5ページをお願い致します。

本案は、平成27年6月26日に議決を頂きました交通事故に係る物件損害賠償に引き続き、人身損害について損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要を申し上げますと、平成27年1月19日午後6時1分ごろ、竹原市新庄町1365番地先の国道2号路上において、上下水道課職員が業務を終え、市役所に戻るため公用車を運転し、赤信号で停止していた相手方車両の後部に追突したもので、相手方に対し、頸椎捻挫、打撲等の傷害を与えたものであります。

その後、相手方との話し合いの結果、治療費、休業損害及び慰謝料など108万7,974円を賠償することとし、協議が調ったものであります。

平素から安全運転に努めているところでございますが、今後につきましても、車両運転時の事故防止についてより一層の徹底を図ってまいります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君）　総務部長。

総務部長（中川隆二君）　ただいま議題となりました議案のうち、私からは議案第45号及び46号、48号及び49号並びに52号から54号までの7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案書の9ページ、補足説明書の6ページをお願い致します。

議案第45号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案についてありますが、本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な規定を整備するものであります。

内容につきましては、個人番号の独自利用事務として、乳幼児等に対する医療費の支給に関する事務、重度障害者に対する医療費の支給に関する事務、ひとり親家庭等の母または父及び児童等に対する医療費の支給に関する事務を定めるとともに、当該事務を処理するために必要な限度で、自らが保有する住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付

関係情報、生活保護関係情報等を利用することができることを定めるものであります。

また、当該法律の規定により個人番号が付番される事務のうち自らが処理するものについて、必要な限度で、同法の規定により特定個人情報を提供することができるもののうち自らが保有する特定個人情報を利用することができるよう定めるものであります。

加えて、当該法律の規定にあわせて、市長が行う生活保護法に関する事務または教育委員会が行う学校保健安全法に関する事務について住民票関係情報等を提供することができるよう定めるものであります。

次に、議案書の17ページ、補足説明書の7ページをお願い致します。

議案第46号竹原市税条例の一部を改正する条例案についてであります。本案は地方税法の一部が改正され、徴収猶予等に関し条例で定めることとされたことなどに伴い必要な規定の整備をするものであります。

主な内容につきましては、まず徴収猶予及び申請または職権による換価の猶予制度について、条例において分割納付または分割納入の方法、猶予に係る担保の徴取基準及び猶予申請に係る申請書類の補正期間を定めることとされたことに伴い、納付または納入方法を原則各月の分割納付または分割納入とし、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が三月を超える場合には担保の提供を必要とし、猶予に係る申請書類の補正期間を20日とするとともに、申請による換価の猶予に係る申請期限についても六月とするものであります。

次に、市民税及び入湯税に係る特別徴収義務の申告並びに市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免申請に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により付番される個人番号または法人番号を申告書または減免申請書に記載を必要とすることとするものであります。

また、三級品に分類される紙巻きたばこについて、税率を軽減する特例措置が廃止されることに伴い、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げる措置を講じることとするものであります。

次に、議案書の41ページ、補足説明書の9ページをお願い致します。

議案第48号竹原市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。本案は地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法の一部が改正されたことに伴い、本条例の引用条項を整理するものであります。

内容につきましては、本条例附則において定める「特定警察職員等」について、その根

拠規定が地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法へ移動したため、これにあわせて法律の題名及び条項を改正するものであります。

次に、議案書の43ページ、補足説明書の10ページをお願い致します。

議案第49号竹原市個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてであります。本案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行などに伴い、特定個人情報の利用並びに開示及び訂正請求等に関し必要な規定を整備するものであります。

内容につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を踏まえ、特定個人情報の取り扱いに関して、人の人命、身体または財産の保護のために必要がある場合で本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合を除き、利用目的外の目的のために保有する特定個人情報を利用することができないこと、開示、訂正及び利用停止に係る請求について、本人及び法定代理人に加えて任意代理人においても請求できるようすること、削除及び中止の請求について、請求事由など利用停止の請求に取りまとめること、情報提供等記録について、目的外利用、事案の移送及び利用停止請求を行うことができないことなどを定めるものであります。

次に、補正予算書1ページ、議案参考資料の52ページをお願い致します。

議案第52号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第2号）につきまして、まず歳出であります。総務費においては、地方創生に要する経費として、外国人観光客誘致アクションプラン策定委託料800万円、農林水産物みらい創造プラン策定委託料1,440万円、空家等対策計画策定調査委託料1,000万円、街路灯設置に要する経費としてLED整備調査委託料など851万円、市税過年度償還金等に要する経費として過年度還付金及び加算金350万9,000円、合わせて4,441万9,000円を追加計上しております。

民生費においては、社会福祉総務費及び児童福祉総務費に係る一般事務に要する経費として、国県支出金等返還金2,018万4,000円、国民年金システム改修委託料94万円、保育所施設管理に要する経費として竹原西保育所に設置するエアコン購入費300万円、生活保護事務に要する経費として国県支出金等返還金2,700万2,000円、合わせて5,112万6,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、農業振興対策に要する経費として、青年等就農給付金など265万円、鳥獣被害対策に要する経費としてデジタル無線機の購入費など110万円、合

わせて375万円を追加計上しております。

商工費においては、地域消費促進事業に要する経費として、地域電子マネー使用環境整備補助金42万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、国庫支出金3,334万円、県支出金307万円、諸収入800万円、市債417万2,000円を追加計上するとともに、一般財源として前年度繰越金5,113万3,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ9,971万5,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ131億9,275万3,000円となるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

竹原市及び市内の各自治会が管理している街路灯及び防犯灯に係る照明器具を、民間事業者からのリース方式により、その全てをLED照明に更新するために必要となる機器リース料に関し、そのリース期間及び限度額を定めるものであります。

次に、補正予算書27ページ、議案参考資料の54ページをお願い致します。

議案第53号平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、まず歳出であります。諸支出金においては、療養給付費等精算に伴う返還金に要する経費として過年度返還金4,383万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。前年度繰越金461万8,000円、国民健康保険財政調整基金3,921万2,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ4,383万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ41億4,714万2,000円となるものであります。

次に、補正予算書39ページ、議案参考資料の55ページをお願い致します。

議案第54号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、まず歳出であります。基金積立金においては、基金管理に要する経費として介護給付費準備基金積立金69万2,000円を減額計上しております。

諸支出金においては、介護給付費交付金等の返還に要する経費として、過年度返還金1,748万6,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。国庫支出金121万3,000円、支払基金交付金54万6,000円、県支出金60万6,000円を追加計上するとともに、前年度繰越金1,442万9,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,679万4,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ33億5,475万1,000円となるものであります。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 市民生活部長。

市民生活部長（今柴敏彦君） それでは、私からはただいま議題となりました議案のうち、議案第47号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書37ページ、補足説明書8ページをお願い致します。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行などに伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるなどするものであります。

内容につきましては、通知カード及び個人番号カードの再交付事務に係る手数料を定めるとともに、住民基本台帳カード交付事務に係る手数料の廃止、その他所要の規定の整理を行うものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） ただいま一括議題となっております9件につきまして、これより一括質疑に入ります。

それでは、一括質疑の通告がありますので、発言を許可します。

13番松本進議員の質疑を許可します。

13番（松本 進君） 私は、市長の総括説明書についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

通告にも出しておりますように、1つはマイナンバー制度導入に伴う条例が、今回関連として4件出されております。私がこのマイナンバー制度の導入に伴って1つお尋ねしたいのは、個人情報の完全な保護は可能なかどうか、これについてイエスかノーか明確にお尋ねしておきたいと。なぜあえてそれを聞きますかと言いますと、直近のいろいろ新聞を読んでいますと、大変いろんな心配の声、不安の声が出されているのが現実なんです。

紹介しておきますと、9月6日付の中国新聞には、マイナンバーについて周知と漏えい防止を急げという、これは大きな見出しであります。同じく、9月4日なんですけども、中国新聞には見出しだけ紹介しますと、安全対策見切り発車、情報流出懸念拭えず。その下の方には、内容そのものについて知らないという方が56%ということも紹介させて頂

きたいと。それから、朝日新聞が、これは9月4日付なんですけれども、マイナンバー法とか個人情報とかいろいろありますけども……。

議長（北元 豊君） 松本議員にお伺いします。

質疑を簡潔にお願い致します。

13番（松本 進君） こういった情報漏れへの不安拡大、これは紹介ですから、質問はさっき言ったとおりです。個人情報保護が完全にできるのかということが質問の第1点あります。それから、さっき言った不安の声は紹介致しました。

それから、2点目としては、通告しておりますように個人情報の漏えい、流出に伴うプライバシーの侵害と行政の効率化といいますか、これについての認識はどうなんでしょうかと。これが2点目であります。

3点目としては、竹原市や竹原市内企業、市民への周知といいますか、認知といいますか、この個人情報保護の義務に伴う準備状況の把握や対策をどのように把握されているのかという3点についてお尋ねしたい。

それから、次は補正予算について。これも市長の総括説明の中からお尋ねするものであります。

第1点目には、地方創生の効果を発現するため先行的に着手する事業、これは今回補正予算として提案されておりますけれども、この地方創生の先行的効果といいますか、これは一体何なのかと。それと、竹原市の人口ビジョンの関わりについて大きな問題があると思いますのでお尋ねしておきたい。

すなわち、地方創生を先取りしてこれを、事業を3点上げられておりますけれども、これをやって、我々が期待するのは総合戦略、これはまだ今検討中というのは承知しているんですけれども、竹原市の人口が一体どうなるのかということは大きく市民の関心事でありますので、こういった事業を打ち出すことによって竹原市の人口を増やせっていうのはなかなか大変なんですけれども、どこでも減少の幅をどこまで止めるかという、ちょっと消極的などいいますか、そういった予算措置がやっておられるということは私も知っておるんですけれども、こういった今回提案された地方創生に関わる補正予算、これを積極的に前倒しでやるんだということに対して、今の竹原市の人口、ここまでを持っていきたい、今減少幅、国の推計ではこれだけ減るっていうのが出されておりますけれども、これを少なくとも止めたいんだという、そこの市長の提案に対する決意といいますか、これを補正予算については是非伺っておきたいと。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 2点御質問頂きました。

まず、1点目のマイナンバー制度に関わる御質問でございますが、御承知のように、マイナンバー制度につきましては補足説明でも申し上げました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法とかマイナンバー法とか呼ばれております国の法律、この制定によりまして、社会保障、税分野における情報共有、また行政の効率化、国民負担の軽減を目的として実施をされるものでございます。

番号法に規定されております法定事務については、今後その当該の法令に基づいて、いわゆるマイナンバーという番号をつける作業、これは付番作業と呼ばれておりますけれども、そうした付番作業が行われまして、段階的に利用提供の処理が始まることとなっております。これについては10月以降、住民票のある本人への通知、それから1月1日以降の運用というようなことで御承知のことかと思えます。

これにあわせて、本市においては、その個人番号の利用や提供に関する事、それから通知カードの再交付に関する手数料に関する事、それからマイナンバーを含む内容については全て今後特定個人情報という定義づけをされますので、それに伴う特定個人情報の保護措置などを定めるために今回各条例を提案させて頂いているものでございます。

次に、補正予算に係る地方創生に関する内容でございますけれども、この提案の趣旨と致しましては、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、これを円滑に策定をするという前提で、この地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって、地方版の総合戦略に位置づけられる見込みのものを、今回ほかの地方公共団体の参考となる先駆性を有し、それから地方版総合戦略推進のための事業を効果的に実施するためという理由で先行して補正予算を上げさせて頂いております。人口ビジョン、それから地方版の総合戦略、双方とも10月末の策定ということで現在作業をしている状況ということでございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 松本議員。

13番（松本 進君） 議長に一言言わせてもらいたいんじゃないけども。今回初めてでしょう。私も質問通告して、それで要点を質問せえと言うから要点を質問したんです。

議長（北元 豊君） これはあくまでも総括質疑ということでございますんで。

13番（松本 進君） いや、だから総括質疑ですから。市長が4件にわたって条例を提

案されて、マイナンバー制度に関わる分の質問をしている訳です。多くの市民の不安っていうのは今紹介しましたよね。これに対して、情報が漏れたらいけない、悪用したらいけないというんが、いろんな不安がある訳です。ですから、ここで市長に私が一言聞きたいのは、個人情報の完全保護が可能なのかなんです。可能ですとかそれは無理ですよとか、それしかないでしょう、答えは。私はそこを聞きたい訳です、答えというよりは。だから、今制度のことを、一定の説明は要るんかもしれないけど、簡潔にあなたが聞けって言われるから答えも簡潔に答えてくれないといけないと私は思いますので、もう一回聞きます。

マイナンバー制度に伴って、今回条例案が4件出されている、その4件の細かいことを一々聞いている訳じゃないです。総括的に市長が提案されているから、市長に総括提案として説明を求めている訳です。だから、多くの不安の声がある、個人情報が漏れたらいけない、悪用されたらいけない、このマイナンバー制度そのものはどういう制度なのかと、そういう認知の問題、周知の問題。だから、そこはちょっと私も新聞の分を紹介しました。

ですから、ここでもう一回市長に総括的に聞いたのは、個人情報の完全保護は可能なんですか、どうなんですかと。これについて、イエスかノーかを明確に答えて頂きたい。

それと、2点目としては、もし漏えい、流出、起こった場合、プライバシーが大きな侵害になります。この場合に、さっき言った完全保護するんなら、こういうセキュリティをやるから保護は漏れません、心配ありません、そこを明確に答えてくれる、そこをしないと多くの不安の問題は解消できない。私は、こういったいろいろメリットが報道されているけれども、一旦漏えい、流出した場合、計画的に12桁の番号についていろいろ情報がリンクするようになってますから。一旦漏れたら丸裸だというような表現もあります。ですから、私が、この行政の効率化とかいろいろ言うけれども、個人情報が侵害される、漏えいした場合のデメリットの方が大きいんじゃないか、それよりはもう少し慎重に対応すべきじゃないかということで、2点目として、もし漏えいに伴うプライバシーの侵害とか、それと行政の効率化をどのように考えるのかと、これは大枠はあなた市長しかできないでしょう、答弁は。技術的な問題を聞いている訳じゃないんですから。

それから、3点目としては、こういった今の準備状況です、市内の準備状況。市民のマイナンバー制度は何ぞやと、周知状況です。そこをきちっと我々市としてもつかんでおかないと、カードが10月5日から発送されるんですよ、全部。来年の1月1日からいろいろ

る申告とかの分で企業がそれを、きちっと番号を、例えば従業員なら従業員の分を全部、家族を含めて集めてきちっと管理しなくちゃいけないんです。ですから、もう準備が、あと一カ月後には発送してくるんです。それで、来年1月からはもうそれを活用されるんです。ですから、多くの一般のマスコミなんかが、さっき言うたとおりにじゃないですか、安全対策を見切り発車で行ってもいいんかと真正面に書いてます。だから、私が個人的な見解を言ってる訳じゃない。ですから、提案されるんだからきちっと責任ある説明をしなくてはいけない。当然じゃないでしょうか。その点について、もう少し丁寧に明確にお答え頂きたいと。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 御質問頂きましたマイナンバー制度の導入につきまして、個人情報等々のいろいろと懸念されている部分でございますが、この部分につきましては、法の制定趣旨、あるいは制度の目的に応じまして、今条例等を今回提案させて頂いてる中で、一定の行政的な手続等々も踏まえて準備が整うというふうに考えております。その部分につきましては、情報提供等につきましてもホームページ等を使ってやっておりますので、そこも踏まえまして条件整備が整うというふうに考えております。

懸念されている部分につきましては不確定要素がございますので、その部分については御答弁を控えさせて頂きたいと思っております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 13番松本議員。

13番（松本 進君） 議長にあえてもう一回要請します。

私はきちっと質問しとる訳です。なぜ答弁できないんですか。個人情報完全に保護できるんかと、できるかできないかどっちしかないでしょう。何でそこをきちっと答えられないんですか。大事なことなんです。何を考えとるんか、それで。漏れた場合は多くの新聞報道なんかもあるじゃないですか。漏れる場合はどういう対策とるんかと、細かい分は私は委員会で聞きますよ、また。だから、一番肝心なのは、個人情報が漏れたり悪用されたりしたら困るよという多くの不安がある、それについてきちっと答えなくちゃいけない。漏れることが可能性があるんなら、それに対する対策はこういうふうにとるから大丈夫なんだということをきちっとこの場で報告しないと、市民がどうなるんかなと、国がたしか法律で決めたんです。だんだんだんだんそれをリンクする、12桁の番号にアクセスするような情報を拡大するとか、だんだんだんだんいろんな情報が広がる、1つの12桁に全

部リンクされるようなシステムになりつつある訳なんです。ですから、準備がきちっと
ってるんかどうか。私も業者の人なんかに聞きましたけれども、それは何ですかという
ような状況です、正直言って。だから、10月5日から発送されて、各個人の住所の
ところに届く、来年1月から活用しよう思うたら、企業も、いろいろ従業員を抱え
とる会社の人
も、それをきちっと集めて管理しなくては
いけない。管理して、それが情報漏れが
起こらないようにしとかなければ
いけない訳です。ですから、それが
本当にできるんですかという
んが、この一般の報道なんです。
ですから、これは冗談じゃない
んです、本当に。もう一カ
月後にはスタートするんだから、
来年1月1日から運用するんだ
から。大変なことになります
よ、本当にきちっとやとかな
いと。

ですから、もう一回聞きます、
ここで。個人情報保護は完全
に保護できるんですね。
できるかできないかだけで
いいですよ、もうここで、
総括質問ですから。

お答えください。

議長（北元 豊君） きちっと
答弁をするように。

副市長。

副市長（細羽則生君） 個人
情報の保護等に関しまして、
国の方も含めてシステムの
強化等々という部分につ
きましては、対応をとら
せて頂いたところでござ
います。そういう意味
では、一定の整備は整
うというふうに考
えております。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 以上で
通告による質疑は
終わりました。

ほかに質疑は
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これ
をもって質疑を
終結致します。

ただいま議題とな
っております議案第
44号損害賠償の額
を定めることにつ
いてから議案第54
号平成27年度竹
原市介護保険特別
会計補正予算（第
1号）までの9件
につきましては、
お手元に配付して
おります議案付託
表のとおり、それ
ぞれの所管の常
任委員会に付託
致します。

以上で本日の日
程は終了致しま
した。

会期予定表のと
おり、9月9日と
9月10日は10
時から各常任委
員会の審査をお
願いし、9月11
日は10時から
一般質問を行
います。

本日はこれにて
散会致します。

大変御苦労さまでした。

午前10時45分 散会